

麻生区パラスポーツ用具貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区内におけるパラスポーツの推進に資することを目的としたパラスポーツ用具（以下、「用具」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1) 麻生区内に在住・在勤する個人又は所在する団体
- (2) その他、区長が特に認める者

(貸出物品)

第3条 貸出の対象となる用具は、麻生区役所地域振興課が管理し、麻生スポーツセンターに配置する用具とする。

(貸出手続き)

第4条 用具の貸出しを希望する者（以下、「借用者」という。）は、事前に用具の配置されている麻生スポーツセンターに貸出状況を確認後、用具貸出申請書（第1号様式）を区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 申請は、原則として貸出希望日の2か月前から受け付けるものとする。
- 3 申請者は、用具の配置されている麻生スポーツセンターと日程を調整し、貸出しを受けるものとする。用具の配置されている麻生スポーツセンターは、申請者から使用承諾通知書の提示があった場合は、貸出すものとする。
- 4 用具の返却場所は、貸出を受けた麻生スポーツセンターとする。

(使用の不承認)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、用具の使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 川崎市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政治的・宗教的活動のための利用と認められる場合
- (5) 営利を目的とする利用と認められる場合
- (6) その他、区長が不適當と認める場合

(使用権の譲渡などの禁止)

第6条 使用団体等は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出承認の取り消し)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合

- (2) 使用の目的又は条件に違反した場合
- (3) 故障により使用することができなくなった場合
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなった場合
- (5) 区の主催事業等で使用する必要が生じた場合
- (6) その他、区長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定により借用者が使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた借用者等の損害について、区長はその責めを負わない。

(貸出期間)

第8条 貸出期間は、原則7日以内とする。ただし、区長が認めるときはこの限りではない。

(貸出料金)

第9条 貸出料金は無料とする。

(借用者の遵守事項)

第10条 借用者は、用具の貸出に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意を持って用具を管理すること。
- (2) 用具を第三者に転貸し、又は目的外の用途に使用しないこと。

(用具の事故等)

第11条 借用者は、用具を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

2 用具の使用又は運搬中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を、区は負わないものとする。

(点検及び不具合の報告)

第12条 用具の配置されている麻生スポーツセンターは、日常点検を行い、使用者から用具が返却された際に、破損・不具合の有無等を確認する。その際、破損・不具合が認められる場合は、麻生区地域振興課長に報告する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。